

資料名	項目	ご意見・ご質問	回答
豊島区成年後見制度の利用の促進に関する条例（素案）	第2条（7）	豊島区自治推進に関する基本条例の「くみん」の定義と違うのではないかと。条例では勤務者、学生も含まれている（豊島区に住所を有さない人もいる）。	豊島区自治の推進に関する基本条例の第2条で定義されている「区民」には、区の区域内に住む方のほか、在勤、在学の方も含まれております。 一方で、「豊島区成年後見制度の利用の促進に関する条例（素案）」の第3条（基本理念）第2項において、「成年後見制度の利用の促進は、（略）区民の中から成年後見人等の候補者を育成しその活用を図ることを通じて（略）」と規定しています。 区民後見人の養成にあたっては、区の区域内に住所を有することを要件としていること、またご本人（成年後見被後見人等）が地域で安心して生活できるよう、区民後見人の方には、身近な見守りの役割も求められることなどから、この条例における「区民」の定義を、「区の区域内に住所を有するもの」といたしました。
豊島区成年後見制度利用促進基本計画（素案）	P.7 出典	最近「速報値」が出されたと思うが、高齢者の数値は出ていないのか。（P.6の数字に対し6年前の数字になっている。）	国勢調査の速報値では、高齢者の数値は示されていないため、現状、ご指摘いただいた頁の数値の更新は難しい状況です。
	P.13	P.1の支援対象者とP.13利用することが有用であると認められる人とあるが表現だけのことか、単に記載を細かくしただけか？	P.13は成年後見制度利用支援事業の説明として、国の補助事業実施要綱の「利用することが有用であると認められる人」という表現を使用していましたが、今回のご指摘を受けまして、P.1の表現に揃えました。
		低所得の高齢者とあるのは、やはり精神上的の障害によって物事を判断する能力が十分でない人を指しているのか。低所得でない高齢者でも精神上的の障害によって物事の判断する能力が十分でない人もいないのか。	ご指摘いただいた箇所では、「成年後見制度利用支援事業」の説明を記載しています。「成年後見制度利用支援事業」とは、申立て支援を行うとともに、資産の少ない被後見人に対して後見人等報酬助成を行うというものです。 ご指摘のとおり、成年後見制度自体は、所得の多寡により左右されるものではありません。 なお、「低所得」の表現は、今回、成年後見制度利用支援事業の説明を見直す中で、削除することといたしました。
	P.14の区分表示に統一してはどうか。	P.13の「5 成年後見人等報酬助成件数及び助成額」は成年後見制度利用支援事業、P.14の「7 地域福祉権利擁護事業利用者数」は地域福祉権利擁護事業にそれぞれ基づいており、事業ごとに区分が異なるため、このような表記となっております。	